



学校法人聖心女子学院における 労働施策推進法第33条に規定される ハラスメントに対する基本方針



～ 教職員を守り、健全な教育・研究環境と職場環境の維持・向上のため ～

1. はじめに



本学院は、キリスト教の価値観に基づき、建学の精神のもと、教育・研究の実践に努めています。

労働施策総合推進法の改正(2026年10月施行)等により、カスタマーハラスメントに対する方針の明確化が事業主に義務付けられます。

本学院は、健全な職場環境および教育・研究環境の維持・向上を目的として、「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を策定しました。

社会通念上相当な範囲を超える要求や言動に対して教職員を守り、組織として毅然と行動します。

基本的な考え方



教職員の人格と尊厳を守る



健全な教育・研究環境と
職場環境の維持・向上



正当なご意見・ご要望には
誠実に対応します

2. 本学院における「カスタマー」ハラスメントの定義

(1) 定義の要件 以下の①～③の要素をすべて満たすもの



① 本学院の教育研究等事業活動における関係者による言動
(児童、生徒、学生、受験生、およびこれらの保護者・家族・保証人、卒業生、寄付者、本学院主催イベントの参加者、施設利用者、研究連携・社会連携における関係者、取引先の関係者、近隣住民等、すべての利害関係者)



② 社会通念上許容される範囲を超えたもの
教職員が従事する職務の性質その他の事情に照らし、社会通念上許容される範囲を超えたもの



③ 就業環境または教育研究環境を害するもの
教職員の就業環境または教育研究環境が害されるもの

(2) 具体的な該当例 (例示であり、これらに限定されません)



身体的な攻撃(暴行、傷害等)



精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言等)



差別的な言動、または性的な言動



対面、電話、メール、SNS等、手段を問わず行われる長時間の拘束や、執拗な繰り返しによる過度な要求



プライバシーの侵害や人格否定に関わる発言



インターネット・SNS上での誹謗中傷や業務妨害行為



担当者の交代、謝罪、不当な処分、または金銭補償等の強要



その他、社会通念上相当な範囲を逸脱した一切の迷惑行為

3. 本学院における基本方針



ハラスメントを
放置せず、組織として
毅然と対処します

児童・生徒・学生等の適切な教育環境の維持・向上および教職員の安全配慮義務を尽くします。



正当なご意見・ご要望には
誠実に対応します

利害関係者の皆様からの正当なご意見、ご指摘、ご要望等には、引き続き誠実に対応してまいります。



ハラスメントに該当する
場合は、対応をお断り
(または制限)します

教職員の人格と尊厳を守るため、該当すると判断した場合は、以後の対応をお断り(または制限)させていただきます。



悪質な場合は法的措置を
含めた厳正な対処を
行います

悪質なケースや業務妨害に該当すると判断した場合は、弁護士や警察等の外部専門機関と連携し、法的措置を含めて対処します。



各学校の方針により
対応することがあります

本学院が設置している各学校において本件に関する方針が更に定められている場合、それにより対応することとなります。

ハラスメントへの対応の流れ(例)

① 事実の把握・
相談受付



教職員からの相談や関係者からの連絡により、事実関係を把握します。

② 事実確認・判断



事実関係を確認し、ハラスメントに該当するかを判断します。

③ 対応方針の決定



対応の方法・範囲(制限・中止等)を決定し、関係者に通知します。

④ 対応の実施



対応の制限・中止、関係機関との連携、必要に応じた法的措置等を実施します。

⑤ 再発防止策の実施



事例の検証を行い、再発防止と職員の教育・研修、体制整備に取り組みます。

⑥ 記録・保管



対応の経緯を記録し、適切に保管・管理します。